

令和8年度 京築地区水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度京築地区水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 用水供給業務

供給対象団体	一日供給水量	年間総供給水量	備考
行橋市	3,800 m ³	1,387,000 m ³	
豊前市	6,400 m ³	2,336,000 m ³	
荏田町	1,770 m ³	646,050 m ³	
みやこ町	3,070 m ³	1,120,550 m ³	
吉富町	650 m ³	237,250 m ³	
上毛町	800 m ³	292,000 m ³	
築上町	2,510 m ³	916,150 m ³	
合計	19,000 m ³	6,935,000 m ³	

(2) 主な改良工事

- ・湯の川内浄水場外灯設備更新
- ・原水濁度計更新
- ・垂水取水場受配電設備更新事業(負担金)
- ・井手浦中央監視設備更新事業(負担金)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	1,070,812 千円
第1項 営業収益	915,420 千円
第2項 営業外収益	155,392 千円

支 出

第1款 事業費	1,055,495 千円
第1項 営業費用	992,473 千円
第2項 営業外費用	62,522 千円
第3項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 345,338千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,064千円及び過年度分損益勘定留保資金 336,274千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	30,589 千円
第1項 県補助金	3,689 千円
第2項 企業債	26,900 千円

支 出	
第1款 資本的支出	375,927 千円
第1項 改良費	119,272 千円
第2項 企業債償還金	255,279 千円
第3項 返還金	1,076 千円
第4項 予備費	300 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
アセットマネジメント(4D)計画策定業務	令和8年度から 令和9年度まで	26,257千円
井手浦中央監視設備更新事業	令和8年度から 令和10年度まで	40,249千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
改良事業	26,900千円	証書借入 又は 証券発行	年7.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団 体金融機構資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融 機構資金については、その融資条 件による。銀行その他の場合には、 その債権者との協定する事項によ る。ただし、財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、若しく は繰上償還又は低利債に借換する ことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に関する予算額に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 70,974 千円 |
| (2) 交際費 | 200 千円 |

(他会計からの補助金)

第 10 条 構成団体の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、828千円である。

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 児童手当に対する補助金 | 828 千円 |
|-----------------|--------|

(たな卸資産の購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和 8 年 2 月 19 日 提出
京築地区水道企業団
企業長 西 元 健